明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九四～二九七）　一
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二六三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二六四）　二
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁四二）　三
○犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二三一六）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三一七～二三二四）　六
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（経済産業・環境五）　六
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（同六）　七
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（同七）　七
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通七四一）　七
○高速自動車国道に関する件（同七四二）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七四三）　八
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同七四四）　八
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同七四五）　八
○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他やむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する件（同七四六）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局三四三）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同三四四）　九

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　原子力防災会議事務局　内閣府　金融庁
財務省　気象庁　最高裁判所　九

〔資料〕

閣議決定等事項　三

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、外国譲与財産支給手続終了決定関係　三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

特殊法人等
平成二十四年度厚生労働省第二共済組合の決算関係　二九

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他